

成年に達した 18 歳、19 歳の若年者に対する適切な対応について

成年年齢引下げに伴う民法改正法が 2022 年 4 月 1 日に施行されました。

本改正により、18 歳、19 歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなります。

新たに成年として契約の当事者となる若年者は、契約の締結にあたって、その契約によって得られるものや支払う対価などを考慮した上で、その契約の締結が自身にとって有益なものなのかについて判断することが求められます。

事業者においても、新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するにあたっては、そのような若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な情報の提供などについての配慮が求められるものと考えられます。

つきましては、成年となった若年者に対する適切な対応について、従業員などに対し、効果的な呼びかけを行っていただきますようお願い申し上げます。

【ご参考】

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」

<https://seinen.go.jp>

動画「1分でわかる成年年齢引下げ」

<https://www.youtube.com/watch?v=qmfpH8e7KQo>

成年年齢引下げに関するパンフレット

<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>

成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット「18歳を迎える君へ」

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html

「東京リベンジャーズ」とタイアップした政府広報キャンペーン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/seinen_18/index.html

